

請求書等支払関係書類への押印廃止について

令和5年10月1日以降に取引等により発行される請求書等支払関係書類について、押印を不要としました。

※押印のある書類も、これまでどおり提出いただけます。

押印を不要とする支払関係書類

請求書、見積書、納品書

押印のない支払関係書類を提出する場合

- 押印のない支払関係書類を提出した場合、訂正印での書類訂正は不可となります。
- 提出された書類確認のため、担当課や会計課から連絡をさせていただく場合があります。

請求書等支払関係書類の要件・様式

請求書には、請求者住所、氏名（法人にあっては法人名、代表者氏名）、請求内容、請求金額、請求年月日、振込先口座を記入してください。

(請求書の記載例)

請 求 書

年 月 日

石巻地区広域行政事務組合理事長 殿

会社印・代表者印どちらも不要

住所、会社名、代表者名
は従来通り記載

石巻市穀町14番1号
石巻〇〇(株)
代表取締役 石巻太郎

品名	数量	単価	金額	備考

記載例ですので、通常使用されている請求書を使用いただいても構いません。

請求書等支払関係書類への押印廃止に関するQ & A

1	押印が不要となる書類は何ですか。	令和5年10月1日以降に発行される支払関係書類(請求書・納品書・見積書)が対象となります。
2	電子メールでの提出は可能ですか。	電子メールでの提出可能です。電子メールで提出する場合はPDF形式の添付ファイルとしてください。メール本文への請求内容等を記載しての提出は不可となります。
3	従来どおり、支払関係書類に押印し、郵送や持参してもよいか。	押印された支払関係書類も従来どおり受理いたします。
4	助成金や補助金等の請求書も同様ですか。	補助金等については、個別の要綱等の規則によりますので、申請担当課に確認願います。
5	押印のない支払関係書類を提出した場合、訂正印での修正は可能ですか。	再度、支払関係書類を作成願います。押印のない支払関係書類については、修正不可能です。

ご不明な点は、請求書等の提出部署までお問い合わせください。